

(平成24年11月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、申立期間①は17万円、申立期間②は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①及び②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 平成 16 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額となっている上、国（厚生労働省）の記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な厚生年金保険料が給与から控除されていたことが分かった。

申立期間の給料支払明細書を所持しているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する給料支払明細書及びA社が保管する賃金台帳から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「本来、資格取得時の報酬月額は、交通費 5,000 円を含む 16 万 5,000 円として届け出るべきであったが、16 万円と届け出た。給与支給額に見合う厚生年金保険料を控除したものの、納入告知書どおりの金額を納付したため、申立てどおりの厚生年金保険料は納付していない。」と回答していると

ころ、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書から、同社は、申立人の平成15年3月1日の資格取得時の報酬月額を16万円として社会保険事務所（当時）に届け出ており、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人が所持する給料支払明細書及びA社が保管する賃金台帳から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「給与支給額に見合う厚生年金保険料を控除したものの、納入告知書どおりの金額を納付したため、申立てどおりの厚生年金保険料は納付していない。」と回答しているところ、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（適用年月15年9月）から、事業主は、標準報酬月額17万円に見合う報酬月額16万5,000円を届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

新潟国民年金 事案 1414

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月から同年9月まで

私は、昭和62年6月にA市からB市に転入し、元妻と一緒にB市役所C出張所（当時）で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、元妻が金融機関で納付しており、受領書を見たことがある。

申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする元妻から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当初に元妻と一緒に国民年金の加入手続を行ったとしているが、オンライン記録から、申立期間の元妻の被保険者資格は、平成8年11月7日に第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更処理されており、申立期間当時はそれ以前の期間に引き続く第3号被保険者であったことが確認できること、申立人が加入手続の際に持って行ったと思うとしている年金手帳には、国民年金の被保険者となったことの記載が無いこと、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人の元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から平成元年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月から平成元年 6 月まで

私は、平成元年7月に就職して間もなく、自宅に督促のような書類が届いたことから、申立期間の国民年金保険料を一括して納付した。

年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が昭和 62 年 12 月 * 日と記載されており、申立期間の保険料を納付したことは間違いない。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年7月頃に申立期間の国民年金保険料を一括して納付したとしているが、申立期間に係る国民年金の加入手続についての記憶は無いとしている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、申立人が婚姻し、第3号被保険者として国民年金の加入手続を行ったことにより、平成5年9月頃に払い出されたものと推認でき、当該払出時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、年金手帳に記載されている初めて被保険者となった日は、申立人が被保険者資格を取得すべきであった最初の日であり、保険料の納付を開始した日を表すものではないこと、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらず、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。